

令和7年度 学校経営方針

教育目標

「和して遊び、ともに学び、心を磨く子」の育成を図る。

教育の目的は、人間尊重を基盤に、心身ともに調和のとれた人間性豊かな児童の育成にある。憲法・教育基本法をはじめ教育関係諸法令ならびに学習指導要領等の趣旨を踏まえ、児童ならびに地域社会の実態に即した教育活動を行う。

基本方針

現在の日本の子どもたちは、世界の子どもたちと比べて論理的思考力の不足や学習意欲、社会参画意識の低さなどが指摘されている。併せて、近い将来に人類とAIの共存が謳われている。だからこそ、子どもたちには「主体的・対話的で深い学び」が必要とされている。これは、地域保護者や児童生徒に、我々教職員が教育公務員として、公教育を提供することが求められている、ということでもある。

そのために、「子どもたちがいてこそその学校であり、子どもが元気に活動していることが基本」という、学校として当たり前の姿を確認し、子どもたちが毎日、元気に登校できる学校をめざす。また、学校生活をとおして、社会生活に必要な資質であるコミュニケーション力や協調性等の「非認知能力」を育成する。

令和4年度より、国語の授業研究に取り組み、国語の授業を通して全ての児童が課題に向き合い、主体的に活動できることを追及している。また、授業の工夫改善や学習規律の徹底、個別最適化した学びを継続する。

さらに、地域・保護者と連携した児童の生活習慣の確立、体力向上や心の安定を図っていくことが必要である。学校が地域に根ざし、地域や保護者に信頼されるよう、教職員が一丸となって組織的に教育活動を展開し、積極的な情報発信を行う。学校・家庭・地域社会の連携を一層強固なものとし、総合的に学校教育力の向上に努める。

経営の重点目標

I 小中一貫教育を軸に、全ての大人が子どもたちを温かく育む校区

本校には、学校教育に理解があり支援を継続していただいている温かい地域性がある。「全ての大人で子どもを見守り育てていく意識」を校区の特徴として活かし、学校は担うべき主体性と創意工夫により特色ある学校づくりや効果的な授業の研究と実践等、魅力ある学校づくりについて、保護者や地域の理解および支援のもとで推進していく。

小学校と中学校の段差をなくし、義務教育9年間を見通した継続性・系統性・計画性のある教育活動の中で、一人ひとりの個性や能力を伸ばす小中一貫教育を推進する。そのために、中学校区で合同研修会や授業交流に取り組むとともに、キャリア教育、総合的な学習の時間等の充実を図り、創意工夫を生かした取り組みを推進する。

また、保護者や地域の方々に学校行事等の学校訪問をする機会を設定し、学校運営の透明性を図る。学校教育自己診断の結果や、学校運営協議会での意見を活用し、学校経営の改善に努める。

II 自ら課題を見つけ、解決に向けて探究し、成果を表現する力

基礎的基本的な知識と技能の習得および定着をめざす授業を展開する。また、個別の指導やペア、グループ活動等を取り入れるとともに、算数少人数の教員や少人数教育推進人材等を活用し、指導方法の工夫改善に努め、その趣旨を生かした教育活動を推進する。また、ディベート教育に取り組むことで、児童に深く考える力や「言い認め合う力」を育成する。

教科教育では、寝屋川市学習到達度調査や全国学力学習状況調査の結果を中学校区で分析し、系統的で組織的な学習指導により、児童一人ひとりの学力向上に向けた効果的な取り組みを進める。また、児童の自発的な動機づけを大切にしながら授業を実践する。学習の評価は、児童の良い点や結果までの過程を評価し、学習意欲の向上に生かす。

低学年の国際コミュニケーション科や中学年の外国語活動、高学年の英語科を通して、異なる国や文化に親しみ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。実践的コミュニケーション力の基礎を培うため、学校間の交流や効果的な研修を通して指導力の向上に努める。また、タブレット端末やICT機器を効果的に活用し、「わかる授業」の実現をめざすとともに、児童の情報活用能力（情報リテラシー）の育成も図る。

III 心の教育と体力づくりの推進

心と体の調和のとれた発育のため、児童に自身の健康に関心を持たせ、積極的に運動に親しむ姿勢を育てる。又、児童に対する教育相談機能を充実させる。

学校行事や特別活動、総合的な学習の時間等を通して、心身の調和のとれた発達を図り、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい社会生活を築こうとする、自主的で実践的な生活態度を育成する。

環境教育や福祉・ボランティア教育の推進を図り、実践的な能力や態度の育成に努める。知的活動の基盤となる教養、価値観、感性や言語能力を育むため、子どもの発達段階に応じた読書活動や保護者・地域と連携した読書活動の一層の推進を図る。また、毎週月曜日を「読書の日」とし、10月に読書週間を設け、児童に読書習慣を身に付けさせる。そのための学校図書館の有効活用や整備及び図書の実用を図る。

児童の体力や運動能力の増進を図るとともに、心の健康の問題にも充分配慮し、日常生活において適切な体育・健康について実践を促し、楽しく明るく豊かな生活ができるよう指導に努める。また、性教育（命の学習）を発達段階に応じて計画的に実施し、性に関する正しい知識と生命の尊さについて学ぶ機会とする。「食」に関する指導の全体計画をもとに、児童一人ひとりが正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度の育成を図る。さらに、医師や歯科医師、薬剤師等の専門家や保護者とともに学校保健委員会を開催し、意見交換等を行い、学校の健康について考える場とする。

道徳教育は、人間尊重の精神に基づき、自らの生き方について自覚し、未来に向けて人生や社会を切り拓く実践的な力を身に付けるために、道徳の時間の指導充実を図り、全教育活動を通して計画的・発展的に行う。

IV 人権尊重の教育の充実

児童一人ひとりの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が、認められ尊重されるよう、全ての教育活動を通して児童の実態に応じた人権尊重の教育を積極的に推進する。人権尊重の教育の推進にあたっては、個性を尊重し多様性を認め合い、共生する心などの育成に努める。

- ・男女平等、共生の精神に基づく教育を積極的に推進し、男女がお互いに協力しあって活動していくよう指導に努める。
- ・国際的な視野に立って、異なる文化や習慣、価値観等を認め合い、ともに生きる人間として国を越えた仲間意識の高揚を図る。
- ・戦争の悲惨さと平和の尊さについて学び、平和を愛し、守ろうとする心を培う。
- ・教職員一人ひとりが、さまざまなハラスメントについて正しい理解のもとに十分な認識を持ち、その未然防止のための学校体制を確立する。

V 支援教育の充実

障がいのある児童の自立と社会参加を図るため、一人ひとりの障がいの状況に応じた教育の創造と、それをとりまく児童集団との交流を通して、ともに学び、ともに生きる社会生活の在り方について指導する。

障がいのある児童に対する理解・認識や指導・対応について研修会を行い、支援を必要とする児童の指導・教育的対応については、「子どもを語る会」等を通して全教職員の共通理解を深め、関係機関との連携を図り、支援教育コーディネーターを中心に全校的な支援体制のもと教育活動を展開する。「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を作成し、定期的な評価と見直しを行うとともに、適切な指導及び支援を行う。

VI 情報管理体制の確立

個人情報保護法及び「寝屋川市教育情報セキュリティ対策基準」に従い、適切な管理と保護に向けて組織的に取り組む。また、個人情報を含む文書や電子媒体等の取り扱い、管理及び保管について等の研修等を通して、一人ひとりの自覚を深める。

VII いじめ・不登校の解消

いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題である。児童自ら尊い命を絶つ可能性もある。児童に対し「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢で指導を行う。また、いじめ防止基本方針に沿って、平素から児童理解に努め、アンケート調査を実施し、その実態を的確に把握し、市監察課等の外部機関とも連携した組織的な対応により未然防止・早期発見・確実な解決に努める。

不登校については、ケース会議コーディネーターや学年、児童支援者及び家庭との連携を密にして児童の実態把握を行い、ケース会議を開催して早期対応を図る。さらに、スクールカウンセラーや家庭教育サポーター、巡回相談員、スクールソーシャルワーカー、福祉事務所等の関係機関と連携を図り、未然防止及び早期発見に努める。

スマートフォン等によるSNSやネット上でのいじめを新たな課題とし、スマートフォン等によるSNSの危険性について、保護者への周知徹底を図る。

VIII 虐待の早期発見と防止

尊い命が絶たれるという重大な事象が生起するなど、児童をめぐる状況は厳しい。学校は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、「児童虐待の防止等に関する法律」及び「寝屋川市児童虐待防止マニュアル」に基づき、早期発見と早期対応に努める。市子どもを守る課や大阪府中央子ども家庭センター等との連携を図り、学校として組織的な対応を図る。

IX 危機管理体制の確立

「危機管理マニュアル」について、常に見直し、点検を行う。また、緊急時の連絡体制、万一の事故への対処、感染症の予防、食中毒の予防及び熱中症の事故防止など安全管理体制の充実に努め、全ての教職員が役割分担し、的確な行動がとれるようにする。

また、保護者・地域への啓発に努め、「大人の目と心」を大切にされた地域と協働した取り組みを、より一層推進する。さらに、東日本大震災の教訓を踏まえ、将来想定される南海トラフ地震・津波をはじめとする地域の実態に即した自然災害に対応できるよう防災計画を作成し避難経路の再確認や施設・設備の点検・整備を行い、緊急体制等の機能的な危機管理体制を確立する。さらに、日頃から、教職員の連絡・配備体制について周知徹底するとともに、児童が自らの命を守りぬくための主体的に行動する態度を育成する防災教育を推進する。

児童の安全を確保するため、毎月14日の安全点検を実施し、施設・設備の整備に努める。学期はじめには、全教職員で登校指導を実施し、児童の登下校について安全確保に努める。